

第二十二回 参議院法務委員会會議録第十一号

(三三四)

昭和三十年六月三十日(木曜日)午後二時三十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 成瀬 暢治君
理事 宮城タマヨ君
市川 房枝君

委員

井上 清一君
中山 福藏君
廣瀬 久忠君
藤原 道子君
吉田 法晴君
一松 定吉君
羽仁 五郎君
小幡 治和君

政府委員

警察庁刑事部長 中川 實治君
法務大臣官房調査課長 位野木益雄君
法務省刑事局長 井本 臺吉君
法務省入国管理局長 内田 藤雄君
事務局側
常任委員 西村 高見君
会専門員 堀 眞道君
常任委員 堀 眞道君
会専門員 堀 眞道君

説明員

法務省入国管理局次長 下牧 武君

○検査及び裁判の運営等に関する調査の件
本日の会議に付した案件
(参考人の出頭に関する件)
(逮捕権の乱用に関する件)

○出入国管理令の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(成瀬暢治君) これより法務委員会を開会いたします。

まず検査及び裁判の運営等に関する調査のうち、裁判所制度に関する件を議題に供します。

○吉田法晴君 先般当委員会が裁判所制度に関する調査の件を御決定をいたしたわけでありまして、その裁判所制度に関する調査の一環として最高裁判所の機構及び権限、なにかんなく刑事上告事件の処理、特に死刑事件についての審理、それから第二に審級制度、特に刑事事件の控訴審の構造、特に事後審か覆審かの問題として、被告人の不利変更と破棄自判の点等について具体的事例に基づき裁判の運営及び現行法規の適否を検討するため、具体的事例も参照しつつ学識経験者より参考意見を聴取したいと思つたので、参考人として国会図書館専門調査員牧野英一、弁護士塚崎直義、同じく小野清一郎、東京大学教授國藤重光、弁護士土本亮五君を呼んで調査をすることをお提案を申し上げます。

○委員長(成瀬暢治君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(成瀬暢治君) 速記を起して下さい。

ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(成瀬暢治君) 御異議ないと認め、さうに決定いたします。

○一松定吉君 今の御決定は大へんけつこうですが、それについて私これは小さいような問題だが、やはり裁判制度に関する問題だが、法廷において法服を用いるの必要を私は痛感しているのです。昔は御承知の通り、裁判官、検察官、弁護士といふものは、法廷に立つときには法服というものがあつて、みな三者が威儀を正して裁判の神聖を維持したものだ。ところが、これが戦争後アメリカから来てから、法服というものは着てまよければ着ないといふことになりました。それ

のために、裁判官が着ておるものはつるてんです。まるでおかしい着物、こつちからひつぎ回したようなつるてんでのうような法服を着ている。実にみづともない。昔のうような五三のキリのついた法服という意味じゃありませんが、もう少し威儀を正すような法衣を、裁判官も検察官も弁護士も法廷において着用するといふことが、私には裁判の威儀といふものを高める上においていいと思う。今法廷へ行つてごらんさない。暑いときになると、検察官なんか上着を脱いでしまつて、これで法廷へ出ている。みづともない。あれでは法の威儀も何もない。ですからこれはこれだけの人でけつこうです。これだけの人の向つて、やはりこ

れにつけ加えて、今の点についても参考意見を述べてもらふといふことはいいと思ひますから、これにつけ加えてお願いしたい。

○委員長(成瀬暢治君) ただいま一松委員のほうからの動議が出ておりますが、それで決定してよろしうございましょうか。

○中山福藏君 これは私は一昨年五鬼上事務総長に対しても委員会でのことを申し上げた。どうもあまり最高裁判所は関心を持っていないようです。私は今の法服はアメリカ流なる法服でしよう。葬式屋が着るようなまっ黒いものを着て、陰気でしょうがないのです。見ただけで不愉快になる。これは私は一松委員がおつしやつたように、やはり法廷といふものは一つの真剣味を帯びていなければいかぬところ思ふのです。それがね、まるで浪花節でも聞くような態度で、上着をぬいでシャツ一枚でやつておられちゃたまらんです。これはだから被疑者自身としても、いいかげんに聞かうといふうなことには遭遇しないとも限らぬといふことは、しばしば私も見るのです。だからこれはぜひともさういふふうにお願ひしたい。

○吉田法晴君 まあその法服を、従来の法服を着用することの可否について……

○一松定吉君 従来通りじゃない。○吉田法晴君 まあ取り上げるのはいいのですが、裁判の外形、外形だけですから、それをどうするかという

問題は、やつぱり裁判に関連をすると思ふのです。これはパスカルの随感録の中にも、なぜあんなものが必要かといふことが書いてあつたように思ふのですが、もし威容が必要だといふうことになれば、合理性とそれから真実性に従つて裁判を進めるべき近代裁判として、何といふますか、飾りが必要であるかどうかといふことになる、といふいろいろ議論があるものであります。議論を申し上げるべき段階ではないと思ひますので、根本的な、裁判制度なら裁判制度について調査をしようといふ際に、つけ加えて意見を求められるといふ点について、あえて反対はいたしません。議論は別の機会にいたしたいと思ひます。

○委員長(成瀬暢治君) 一松委員あるいは中山委員、吉田法晴君等から御意見のあつたようにさしていただいて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(成瀬暢治君) さうに決定をさせていただきます。

○委員長(成瀬暢治君) 次に、前回の委員会御報告申し上げました逮捕権乱用に関する調査のための資料要求に、閣下法務大臣の回答につきまして、まず政府委員から一応の説明をお願いいたします。

○政府委員(井本臺吉君) 六月二十三日付の花村法務大臣の回答書につきまして一応御説明申し上げます。六月十三日付で、橋本良人を逮捕した件について、逮捕状請求書及び逮捕

状並びに逮捕の理由及び逮捕の必要あることを認むるべき資料その他関係書類というより、なほ提出せよとのお話しでございまして、直ちにこれを大阪の管轄の地方検察庁に照会いたしたところ、この事件は目下犯人殿探中で、記録はまだ警察の方の手にあるということにございまして、大阪の従来の扱い方を見ておきますと、何といひますか、被疑者を逮捕いたしましたその人間が当該の事件の犯人に間違いないということになりますと、従来それまでに逮捕いたしました関係の書類を一括して検察庁の方に送つてくるのが慣例になつておるのでありまして、その形式において、逮捕いたしました者が、果してその人間が本當の被疑者であるのかないのかはつきりしませんので、真犯人が逮捕されるまでは、大抵警察の方の手に留保してあるというのが慣例であるように聞いたのでございまして、そこでこの件につきましては、警察庁の中川刑事部長などともいろいろ相談いたしまして、当時の事情は十分われわれの手にできるだけの説明を申し上げまして、しばらく犯人が検挙されるまで、何とか記録の提出は御猶予願えぬものだらうかということで、その事情は今日もここに中川刑事部長が来ておりますが、詳細に御説明すると申しておりますが、説明を聞いていただきまして、何とか御考慮いただきたいというのがわれわれの念願でございまして、さうな次第で大臣にお願いし、六月二十三日付のような書類が出たような次第でございまして。なお、この大阪のやり方を見ておきますと、従来かような強殺事件の逮捕状の請求

につきましては、新聞に対する発表などはすいぶん差し控えておるのでありますが、最近の新聞社の活動が非常に活発でありまして、容易に秘匿することのできないものである。この橋本良人という人の記事が大きく新聞に出まして、非常に本人にはお気の毒なことをしたといふような状況になつておりますが、今までのやり方を見ておきますと、重大な殺人の容疑者でも、別の強盗事件でありますとか、住居侵入事件でありますとか、その他の別の事件を一応取り上げまして、それで調べを始めて、当該の事件がはつきりすれば強殺事件に逮捕状を切りかえる、あるいは勾留状を切りかえるといふようなやり方をしておつたやうでございまして、この数年來さうなやり方はよくないのではないかと、とり方ではよくないのではないかと、とで、被疑者に対していきなり強殺殺人の被疑者といふことで逮捕状を請求いたしまして、本人を検挙したといふような実情になつております。警察といたしましてはいろいろ容疑事実によりましてかような手段に出たわけでありまして、現在の結論は、橋本といふ方に非常に気の毒なことをしたといふような事情になつておるわけでございます。なお、この点につきましては、先ほど申し上げましたように、中川刑事部長の方からお聞きとなり願いたいと思ひます。

それから第二の西沢富夫氏の関係でございまして、この問題になつておりますのは、逮捕状をどのように乱発し、どのように不当な執行をしておるかといふことの御質問の通りに聞いております。この逮捕状の乱発問題は、逮捕状を発するのは御承知の通り判事が出すのでありまして、われわれの方で出したしましてはさうな逮捕状乱発に至る前提として、さうな請求をするのが不当ではないかといふことになつておるわけにございまして、この点につきましては、われわれの方でいたしましては、在宅で調べができるものにつきましては、できるだけ在宅で調べろといふことで、なるべく逮捕状を請求しない方針ではおるのではありません、ものによりましてはむしろこの逮捕状を請求して、証拠隠滅、逃走、蔵匿しないやうな方法で調べなければ十分な調べができないといふやうな事件も相當あるので、さうな手段に出なければならぬ、またはさういふやうにすべきであるといふ事件も相當あるわけにございまして、この点につきましては、私こちらへ参りますので、統計的にちよつと調べて参つたのでございまして、二十九年度では全体の被疑者が五百二十六万ほどにございまして、この中で身柄を拘束いたした者が約十九万ほどにございまして、またこの中で検察庁が送致を受けた後に勾留した関係が今の数でございまして、けれども、そのうちで現行犯人が約七万二千、緊急逮捕が三万三千、通常逮捕が八万四千といふやうな数になつております。問題になるのは、おそらく通常逮捕の問題であると考えられるわけでありまして、全体の数からみましますと、約総被疑者の三分の二の数でございまして、数としてはさう多い数ではございませんが、とにかく逮捕状によつて逮捕を受けた者は、生きた人間でありまして、たまたまその人間がこの事犯の該當の被疑者であるといふことになりますれば、人権問題も起きないわけでありま

するが、人間のやることで、ときに間違つた逮捕をするといふやうなこともありまして、この点につきましてはこの上とも嚴重に注意していなければならぬといふことは私も痛感しております。なお、逮捕状の執行に關しましては、先般の札幌の植野光彦関係の事件のように、間違つた人間に執行してしまつたといふやうなものもございまして、これは札幌の問題とは直接関係がありませんので、一応省略させていただきます。

かような関係で第二の部の竹中恒三郎氏に同行しておりました西沢富夫氏の関係につきまして一応御説明申し上げます。この西沢富夫氏は検察庁ではついに御自身の名前をおしやらなかつたので、これはほかの方法で名前がわかつたのでございましてけれども、この人の逮捕は現行犯として警察がその場で逮捕するといふのが実情でございまして、従つて逮捕状などはないわけにございまして。

なお、この現行犯逮捕の容疑事實は大体かようなことになつております。この被疑者が昭和三十年の六月二日に荒川区日暮里九丁目七十六番地の里見達人方で、団体等規正令違反被疑者として全国指名手配中の日本共産党中央委員竹中恒三郎（当四十六年）であることを知りながら、同日午後一時から六時四十分ごろまでの間、この里見方にこれを蔵匿し、さらに同所から文京区駒込坂下町の百九十九番地路上に至る間竹中と同道していたが、ときどき周囲を警戒し、また捜査員が同番地で竹中を逮捕しようとする、これは竹中ではないと言つてこれを拒否する

等の所業に出まして、同人を助けたといふのが容疑事實になつております。要するにこの西沢富夫関係の事件は、俗にテコといひますか、さういふものでありまして、全国手配中の竹中氏のとき者の逃走隠匿を助ける任務を負わせられてからかような行為に出るというので、当時の警察官がこれを逮捕したわけにございまして、逮捕して七十二時間のうちに一応の調べを済ませまして、特にこれを犯人蔵匿罪で起訴する必要もなかつたといふので、一応は釈放してございまして、なお、この事件については最終の処分について、われわれの方では検討してゐるというのが実情でございまして。

六月二十三日付の書面に回答いたしました事件の内容は大体以上の通りでございまして。

○政府委員（中川重治君） ただいまお話しにございまして大阪市内における自動車強盗殺人事件に關連する事項等について申し上げまして、できることなら御了解を得たいと思つて御報告する次第でございまして。

まず、いろいろ問題の点は、逮捕状が真犯人にあらずる人に逮捕状が出た、逮捕をやつたといふことが問題の本質でございまして、その前にちよつと関連いたしますので、加えていただきます。本年の五月二十九日午後十時ごろに大阪市内東淀川区の番地もわかつておりますが、路上においてタクシーの運転手の方が車の中で殺されて、売上金と運転免許証を強奪されてゐると、こゝろ事件を五月三十日の午前零時何分、未明と申しましようか、深夜と申しましようか、そのころ発覚

いたしましたので、これは重要な事件である。地元警察におきましては考えまして、八方手を尽してこの被疑者の検挙に努めて参つたのでありますが、それで関係警察にいわゆる捜査本部を置きまして、その辺の置いてあります自動車の状況はもちろんでございしますが、聞き込みその他、そこにい合せたと思われる関係者の手どり、足どりの聞き込みの捜査を續けて参つたのであります。だんだん聞き込み捜査を進行いたしました、その自動車に乗っておつたと思われる人相は大体まあ推知された。その人相を推知いたしました場合に、その自動車がそのころ、今言つたように、東淀川区のそこへ差しかつた際に通行した人たちをずつと探して参りました、その通行なさつた人たちの状況をいわゆる聞き込みで参つたわけでありまして。その聞き込みによりまして、被疑者と思われる、すなわち自動車を運転してそこへ持つてきた人の人相を突きとめていったと、こういう捜査を續けたのであります。

人たちの人相を知るための資料といったしまして、その自動車に乗した人を見た人の供述書二通、まあ刑事手続上は参考人ということになると思ひますが、参考人供述書二通、そのほかにこの被疑者の関係をよく御存じの方々の参考人供述書二通、さらにこの問題を発覚いたしました巡査部長の地査御命書、こういう六つの書類によりまして逮捕状を請求したのであります。

人たちの人相を知るための資料といったしまして、その自動車に乗した人を見た人の供述書二通、まあ刑事手続上は参考人ということになると思ひますが、参考人供述書二通、そのほかにこの被疑者の関係をよく御存じの方々の参考人供述書二通、さらにこの問題を発覚いたしました巡査部長の地査御命書、こういう六つの書類によりまして逮捕状を請求したのであります。

人たちの人相を知るための資料といったしまして、その自動車に乗した人を見た人の供述書二通、まあ刑事手続上は参考人ということになると思ひますが、参考人供述書二通、そのほかにこの被疑者の関係をよく御存じの方々の参考人供述書二通、さらにこの問題を発覚いたしました巡査部長の地査御命書、こういう六つの書類によりまして逮捕状を請求したのであります。

人たちの人相を知るための資料といったしまして、その自動車に乗した人を見た人の供述書二通、まあ刑事手続上は参考人ということになると思ひますが、参考人供述書二通、そのほかにこの被疑者の関係をよく御存じの方々の参考人供述書二通、さらにこの問題を発覚いたしました巡査部長の地査御命書、こういう六つの書類によりまして逮捕状を請求したのであります。

人たちの人相を知るための資料といったしまして、その自動車に乗した人を見た人の供述書二通、まあ刑事手続上は参考人ということになると思ひますが、参考人供述書二通、そのほかにこの被疑者の関係をよく御存じの方々の参考人供述書二通、さらにこの問題を発覚いたしました巡査部長の地査御命書、こういう六つの書類によりまして逮捕状を請求したのであります。

人たちの人相を知るための資料といったしまして、その自動車に乗した人を見た人の供述書二通、まあ刑事手続上は参考人ということになると思ひますが、参考人供述書二通、そのほかにこの被疑者の関係をよく御存じの方々の参考人供述書二通、さらにこの問題を発覚いたしました巡査部長の地査御命書、こういう六つの書類によりまして逮捕状を請求したのであります。

人たちの人相を知るための資料といったしまして、その自動車に乗した人を見た人の供述書二通、まあ刑事手続上は参考人ということになると思ひますが、参考人供述書二通、そのほかにこの被疑者の関係をよく御存じの方々の参考人供述書二通、さらにこの問題を発覚いたしました巡査部長の地査御命書、こういう六つの書類によりまして逮捕状を請求したのであります。

人たちの人相を知るための資料といったしまして、その自動車に乗した人を見た人の供述書二通、まあ刑事手続上は参考人ということになると思ひますが、参考人供述書二通、そのほかにこの被疑者の関係をよく御存じの方々の参考人供述書二通、さらにこの問題を発覚いたしました巡査部長の地査御命書、こういう六つの書類によりまして逮捕状を請求したのであります。

人たちの人相を知るための資料といったしまして、その自動車に乗した人を見た人の供述書二通、まあ刑事手続上は参考人ということになると思ひますが、参考人供述書二通、そのほかにこの被疑者の関係をよく御存じの方々の参考人供述書二通、さらにこの問題を発覚いたしました巡査部長の地査御命書、こういう六つの書類によりまして逮捕状を請求したのであります。

人たちの人相を知るための資料といったしまして、その自動車に乗した人を見た人の供述書二通、まあ刑事手続上は参考人ということになると思ひますが、参考人供述書二通、そのほかにこの被疑者の関係をよく御存じの方々の参考人供述書二通、さらにこの問題を発覚いたしました巡査部長の地査御命書、こういう六つの書類によりまして逮捕状を請求したのであります。

人たちの人相を知るための資料といったしまして、その自動車に乗した人を見た人の供述書二通、まあ刑事手続上は参考人ということになると思ひますが、参考人供述書二通、そのほかにこの被疑者の関係をよく御存じの方々の参考人供述書二通、さらにこの問題を発覚いたしました巡査部長の地査御命書、こういう六つの書類によりまして逮捕状を請求したのであります。

人たちの人相を知るための資料といったしまして、その自動車に乗した人を見た人の供述書二通、まあ刑事手続上は参考人ということになると思ひますが、参考人供述書二通、そのほかにこの被疑者の関係をよく御存じの方々の参考人供述書二通、さらにこの問題を発覚いたしました巡査部長の地査御命書、こういう六つの書類によりまして逮捕状を請求したのであります。

人たちの人相を知るための資料といったしまして、その自動車に乗した人を見た人の供述書二通、まあ刑事手続上は参考人ということになると思ひますが、参考人供述書二通、そのほかにこの被疑者の関係をよく御存じの方々の参考人供述書二通、さらにこの問題を発覚いたしました巡査部長の地査御命書、こういう六つの書類によりまして逮捕状を請求したのであります。

人たちの人相を知るための資料といったしまして、その自動車に乗した人を見た人の供述書二通、まあ刑事手続上は参考人ということになると思ひますが、参考人供述書二通、そのほかにこの被疑者の関係をよく御存じの方々の参考人供述書二通、さらにこの問題を発覚いたしました巡査部長の地査御命書、こういう六つの書類によりまして逮捕状を請求したのであります。

うことを取り次ぐことそれ自体が間違
いである。法務省としてはそういう書
類を作らないはずがない。なぜ作ら
ないのか。そういうことを監督官の立場
から戒飭を与えなければならん、その
点はどうですか。

○政府委員(中川重治君) 前段を申し
上げます。前段の分につきましては、
捜査を行なつています実態との関連に
ついて御説明した方が御審議に御便利
かと思ひますので私から便宜お答えい
たします。後段の部分については法務
省に聞いていただきたいと思ひます。

まず根本的に当委員会初め当院にお
かれまして、逮捕状の乱発等につきま
して御言及になり、それぞれわれわれ
を戒めていただくというところはまこと
にごつともでありまして、その点に
ついてはもちろん何にも反対異議をさし
はさんでおるのではございません。そ
れはもう申すまでもないのでございま
すが、その点が悪いということでは
ございまして、悪いわけではございま
せん。事情を御了承願いたい点だけを申
し上げますが、ただいま私が説明いた
しました関係警察職員等の報告書は別
といたしまして、参考人の供述調書が
四通あるわけでございますが、その四
通の内容の相当部分は、まず半分ぐら
いは、当時犯行が行われたときにどう
いう人相の人であつたかということ
を中心に供述されたものであります。従
いまして警察といはしましては、その
資料を中心にしたという人相の人、
こういう着衣の人、具体的にはこうこ
ういう人相の犯人である、
この資料なんぞございまして、その
資料がその中に入つてゐる。それが、

皆さんはそんなことはないものでありま
すが、一般に新聞等に漏れました場合
には、真犯人はどこかにおりますた
めに、警察ではこういう着衣の人、こ
うい人相の人は氣をつけておるのだ、
こういうことが真犯人にわかりま
す、当初御案内のように人相を変更す
ると、このことも可能なことでござい
まして、ことに着衣のごときはすでに
いろいろなことを、もちろんそういう
ことがわかつていなくてもやつてゐる
だらうとは思ひますけれども、警察が
握つてゐる着衣はこうだ、警察が知
てゐる人相はこうだなどというものが真
犯人にわかることによつて捜査が困難
になる。こういう事情を御了得いた
きた、こういう趣旨で半分の点は申
し上げたのであります。後段の点は、
そういう供述調書の半分ぐらひはそう
いうことが書いてあると申しました
が、残りの半分ぐらひは今度逮捕しまし
た橋本君を被疑者と認めましたので、
橋本の行動の周辺、ことに私生活の内
容等が詳しく供述されておりますので、
その点を御了承をいただきまして、
橋本君の私生活があまりに一般に公開
されるということについて御配慮を
きたらいただきたい。こういう二点を
中心に後段は捜査の必要に申しませ
んが、前段は捜査上の必要にならうか
と思ひますが、後段は逮捕になりまし
た橋本君の、抽象的な言葉でいいます
と名譽といふことになりましようか、
そういう点を御了得いただければとい
う趣旨で申したのでございまして、よ
ろしく御了承いただきたいと思ひます。
○政府委員(井本重吉君) 後段につ
いて御説明申し上げます。この逮捕状を
いかに乱発され、どのような疎明資料

が出てゐるのかというのが、この委員
会で問題になりました事実と、私はさ
やうに考えまして先ほどお答え申し
たわけでございます。もちろん百九十九
条以下の、本人を現行犯逮捕した以後
の手続につきましてはそれ相応の手続
をとりまして、警察の方から検察庁の
方に送致があつたものと私は考へてお
ります。問題が先ほど申しましたよう
な、逮捕状をどのようにして請求し、
それがどういふふうな連絡されて、
またどういふふうな間違った執行が
されたかというふうな点が問題では
なかつたかというふうなことは考へて
ございまして、さういふお答え申し上げたわけ
でございます。なお、西沢閣僚の事件で
ございまして、先ほど申し上げたわけ
と申し上げましたように、本人はテ
クと言つておられますが、そのような警察
から追いつかれてゐる者を防衛する
任務を持つてゐるものであります。
常時そばにつきまして警察の監視を
がれるとか、あるいは警察官からい
ろろな不審問がありましてそれによ
うなこと、逮捕を免かされる職務を
持つてゐるものと私どもは考へてゐ
るのでございまして、本件につきま
しては、秘密の会合をしてゐる間すつと見
張りをつけてまして、警察官が逮捕せ
んとした際におきまして、西沢は、こ
れは竹中じやないと言つてこれを逃走
させようとしたという事実をと
らえて、犯人隠匿の罪に當るとい
うように私も一応考へたわけでご
ざいます。なお、この点につきましては
はさらに検討いたしました、刑法でか
やうなものを隠匿罪として扱ふのが適
当であるかどうかという点につ

きまして、十分検討を遂げたとい
うふうな考へております。
○一松定吉君 私の尋ねるのはさうい
うふうなことじやないのです。つまり
現行犯人として逮捕したからして、書
類も何もないのだということそれ自体
がいかにじやないか。こういうので
す。
○政府委員(井本重吉君) それは逮捕
した手続書類はございましてけれども、
お尋ねの件が、逮捕状をどうやつて請
求して、どういふ疎明資料を出したか
というふうなふうな承りまして、さ
で、逮捕状は別に出示しております、さ
また疎明資料もございまして、さ
やうに申し上げたのであります。
○一松定吉君 現行犯なら逮捕状がな
くても何でもできることは、刑事訴
訟法の二百三十三条の規定において明
かんであります。逮捕するに至つて
逮捕した、さうして逮捕しておきな
がら、それをすぐに釈放したそのこと
について、逮捕した一件書類を取り寄
せ。こゝろの目的なんです。現行
犯だから逮捕状がなかつた。しかしな
がら百九十九条を準用されて、それに
必要な書類が出てゐる。さういふもの
を送つて来さへすれば、現行犯である
から逮捕状がない。しかしながら、こ
ういふ理由で逮捕して、調べ
て見たけれども、逮捕する価値がな
かつたので釈放したのだということが
わかるでしよう。さういふことを明ら
かに知りたいというので、この書類の
取り寄せを請求してゐるわけでありま
す。現行犯で逮捕状がないから送れな
いというふうなことで、あまり無
味乾燥な返事なんです。それがまず
まず逮捕状の乱発だとか、逮捕につ

て口実を設けて、いいかげんことを
取り上げていいというふうなことを、
われわれの方で監督しなければならぬ
から、これを取り寄せる、さういふこ
とを言つてゐるわけでありまして、前
段の方は橋本良人という人を逮捕した事
件が、これは被疑者じやなかつたのだ
といふことが明らかにされればそれで
いい。被疑者でない橋本良人をなぜ逮捕
したのかといふことを見たいのです。
橋本良人が被疑者でなかつた。だから
真犯人を今度は捜査するために、この
書類が送れないといふはずはない。そ
れは橋本良人を真犯人でないと認めて
釈放したといふことを知れば、それか
ら先真犯人がどうするところという
ことは必要ないで、それを取り寄せ
にやつたにかかわらず、今さらに真犯
人を確定検査するために、著しき困難
を生ずるから取り寄せに應じられない
といふことそれ自体が聞えない。だか
ら橋本良人氏を逮捕したけれども、こ
れは真犯人でなかつたから釈放したの
だといふことだけの書類があれば、橋
本良人氏を逮捕したことは一体何率で
あつたかどうであつたかといふことは
それで判断できるわけなんです。さうい
ふことなんです。真犯人を捜査するこ
とを妨げようといふので書類を取り寄
せるのではないのだから……。
○政府委員(中川重治君) 真犯人の件
につきましては、私たちの思つておる
ことを率直に申しまして御審議に供し
ます。一松委員の御指摘になりますよ
うに、お示しの書類をお出しいたしま
して、橋本良人君を逮捕したことが、
常人であれば大体さういふ疑いを持つ
かどうか、さういふことを認定する
御意思であるといふことは、十分了得

してゐるのでありますが、その関係書類の中に、確かに橋本良人君の逮捕に必要な関係書類がございますので、人相書きにいたしましたし、何にいたしましても、ずっと書いてあることは確かでございますが、橋本良人君の場合には確かに違つていなかったのでございますが、最初にその犯行があつた時に、そこにそういう自動車参りしました時にこういふ自動車であつた、その自動車の中にはこういう格好の人が乗つておつた、服装はこうであつた、服装の中でここはこういう状況であつた、こういうことが事ごまかに出ておるわけであります。それが橋本良人君を逮捕するときの資料になつたことは間違ひございませんが、そこに書いてある事柄の実態が、同時に本当の犯人を捜査するところの基礎になりますので、警察ではそういうような着衣の人、そういううな人相の人、そういううな者が真犯人だと心得て、今一生懸命大阪市内を初めとして全国を探しておる。こういうことで、すべて被疑者の心境として、人相を変え、服装を変えることが一般的にあることは推知できますけれども、とりわけ警察が握つておる点がこういう点だということがわかりますと、被疑者の逮捕に、ほんとうの被疑者の逮捕に支障があるように、私も考えが小さいのかも知れませんが、考えますので、その点は御了承いただきまして、そういう点の関係が調整がついた時と当委員会の審査とが両立するような方法はどうかと、こういう点をお願いするわけであります。

○羽仁五郎君　この法務委員会では常にこういう問題について、たとえば選

その参考人というものが果してどの程度まで自由意思に基いたものであるか、警察の要求せられるようなことを言わなければ何度でも呼び出しを受けるということでは、弱い商売をしている人々はこれではたまらないですよ。だから警察で大体あつたらうことだつたらうと言われれば、まあそんなふうだつたと言えれば家へ帰してもらえ。裁判所では、最近の裁判を見てもわかるように、その自由において強制は認められないとか、あるいはそれが任意の供述であつたとか、裁判所では警察、検察のその証言というものを非常に寛大にお考えになつておられる、非常に期待しておられる。日本の現在の警察や検察がそんな強制的な自由をさせていることはあるまい、裁判所の方はあれだけ寛大にして期待しておられる。警察や検察はいよいよその寛大と期待を裏切つてはならないというおつもりでもつて、いやしくも強制的な自由を求める、いわんや強制的に参考人の供述を求めたりするという努力はなされないはずだ。けれども、捜査の主体というものを参考人の自由や供述に置かれるのは、やはり物理的な捜査というものの技術というものを十分お持ちにならないからだと思います。やはり強制自由あるいは強制的参考人の供述というところになるんじゃないか。そういう点はどうか警察や検察、法務行政が国民の信頼にこたえられるように十分の技術を持つて、そうしてしるうとが聞いても、なるほどそういうあれだつたら逮捕状を請求したりするのは無理がないと、国民がそう思うように、国民を警察がめっちゃくちやに人を逮捕しておるよう

だというふうに思われたいようにしていただきたいということだが、われわれの本委員会の目的なんですから、その目的を達成するために、またお話しのようなこの件につきましても、それは捜査なり逮捕なりについて若干御不便はあるかもしれませんが、目的は同じでしよう。あなた方にしても、われわれ行政の面にしても、立法の面にしても、その警察や検察の逮捕についての国民の信頼を高めるといふ努力をする面では協力をせられて、本委員会が要求しておる資料を進んで御提出になつて、そうして、みずから警察や検察の科学的な、そうしてしるうとでも国民が納得するような捜査の技術といふものを進めていかれるという方向に協力せられるのは当然じゃありませんか。ですから今お二人の御説明で、やはり依然としてそういう資料を積極的にお出しになるお気持はないということ、もう一ぺんお考え直しを願つてお答えしていただいた方がいんじゃないか。西沢君の場合にしてもやはり同様でしよう。その現行犯なり何なりについて政府のかなり高いレベルのお考えが、先ほどのようなルールなお考えであるならば、どうしても第一線に立つておられる方々がやはりルールになつていくんじゃないでしようか。やはりですからその点については、もう少し専門家であるあなたが嚴格にお考えになつて、これがそういう意味において、やはり国民に信頼されるような逮捕をやつていくということのために問題があれば、それを法務委員会が十分検討するというに協力をせられるのは、当然じゃないですか、どうでしよう。

○政府委員(中川重治君) 警察の捜査をほんとうに徹底的に科学的に組織的にやつて参りたい、こういう点につきましては、ただいま羽仁委員が仰せになりましたこと一つ全部私も同様に考えておりまして、私が日本の警察がほんとうに昔悪かつた、下手であつた点を改めるべき最も根本問題がそこにある。こういうふうに考えまして、日夜微力でございますが、全国の警察官の教養といふ問題はこういう点を中心に、今仰せになつたようなそのことを一つ一つ、できれば手に取るように教養していこう、こういう念願でありまして、全くお述べになりました御意見につきましては、私も警察の教養の根本眼目である、こう思つているのであります。本件の場合でもそうじゃないかといふことになるので、それが、本件も同様にそういう意味合で、いろいろな調査その他につきましても詳細にやつていこうと思つていますが、何と申しましても、そういうことはもちろん組織的に当然やるべきことではありますけれども、それに並行してやるべきことの一つには、やはりそのとき、だれかこういふことを見たとか、道ばたにこういふふうな曲つておつたとか、そういうこと、そこに見聞をなさつた人たちの供述をも一つの捜査のよるべとして、両々相待つて、この捜査の真実を発見して参る、これが正しいあり方じゃないか、片方で聞き込みばかりを中心にしてやるという考え方は持つておられませんけれども、そこにその犯行の現場というよりも、どういう状況だつたといふことを、ごらんになつた方々に供述をお願いするといふことも重要なことではございます。

で、そういう点を、とかく真犯人を少くともあげるまでは、そういうことのみをもつてやつてはおりませんけれども、それも重要なことでございます。そういうことも御了承いただき、こういう趣旨で申し上げたのでございます。

○一松定吉君 今あなたのお話を承つてみると、ますますわからないのが、何ですか、それは橋本良人氏を逮捕するに至つたこと並びにこれを釈放するに至つたことだけの書類でいいのですよ。その書類をわれわれが見て、なるほどこれならば橋本氏を逮捕するのはやむを得ないのだと判断すれば、それでもう事は済むのです。これだけの資料で橋本を逮捕するのは、これはどうも軽率、不謹慎だと言われれば、あなたの方で反省しなければならぬわけですね。それから先の真犯人を逮捕する妨害になるとか何とかいうようなことは、何もこの委員会は考へておりません。だからして橋本良人氏を逮捕した、それでこれを釈放したまでの書類が、原文があなたの方に必要でございまして、われわれはその謄本なら謄本によつて判断して、なるほどこれはやむを得ない、間違つて逮捕したのはやむを得ないのだといふことであれば、もう逮捕状を乱用したとかいふ非難はのがれるわけだから、それで済むわけです。それから、それをこちらに出したために、それはわれわれが何も朗読したり、あるいは公表したりするようないふことはしないのですから、真犯人の妨害にはなりはしません。またそういうことであれば、秘密会を開

いて、秘密会で審査してもよろしいのですから、それをどうしても出したがらんのは私にはわからないのです。そうしてみると逮捕したことが、どうも疎漏があつたのじゃないかといふようなことをますます疑うように、あなたの方ではしめてくるから、ますますわれわれの方ではその提出を要求することになる。第二の問題でもそうでしょう。犯人は、威匿罪の被疑者として、この西沢を逮捕した、現行犯だ、現行犯だから、何も書類はない。現行犯なら何も書類がないといふことそれ自体がもう手続上間違つてゐる。現行犯で逮捕することでは。しかしながら逮捕したならば、それから後における手続は百九十九条の規定を準用するのだから、現行犯で逮捕した、逮捕したけれどもその結果全く犯人でなかつた。それが明らかになつた。だから釈放しましたという書類を作成しておかなければならぬ。ただ現行犯だから逮捕した、調べたみた、調べてみたら、供述書があるいは捜査報告書等がなければならぬ。逮捕しただけで、調べも何もなしに釈放するといふことはない。調べたら調べたといふことが書類の上に残らなければならぬ。書類に残つてどういふような調べ方をしたといふようなこととで釈放するに至つたかといふことは、現在残つておる書類を見て判断すればわかるのだ、それを現行犯の逮捕だから書類は一つもありませんから、書類はわかれますんなんといふことは、これはあまりにも子供だましみたいな弁解だよ、それについてあなたの方のもう一ぺん御意見を承るし、それを出すなら出すように交渉するし、出さぬな

らばわれわれは職権をもつて取り寄せ
るから、その点はどうか。

○政府委員(井本憲吉君) 先ほど申し
上げましたように、本件が逮捕状の乱
発、逮捕状の誤執行ということが主た
る問題であるというように私考を申し
てお答え申し上げたようなわけでござ
います。逮捕状がなくても現行犯の
場合は先ほどお示しの通り刑法第百
九十九条の援用によって、あとの手続
は進行するわけでございます。本件に
つきましては二日の逮捕で五日に釈放
しておりますから、七十二時間の範囲
で一応調べて釈放したというのが実
情でございます。またこの被疑事実、
調べの大体の概況は先ほど来私が申し
上げただけでありまして、それ以上には
大体は出ていないと考えております。
かようなわけでございまして、逮捕状
とか逮捕状の疎明資料というものは、
本件においては存在しないのでござい
ます。なおかような関係の事件でこの
ような問題がどうして犯人蔵匿になる
かということでございますけれども、
警察からあるいは検察庁で逮捕状を求
めて追いかけておる人間が、相当の防
衛隊によって隠匿されておるといふよ
うな場合には、その隠匿行為はこれが
犯人蔵匿罪に当るのでありまして、こ
の西沢氏の関係はまさにその一つの事
例に該当するように考えたわけでござ
います。

捕のように、すなわち犯人隠匿どころ
ではない、死刑、無期もしくは長期三
年以上の懲役もしくは禁錮に当るもの
を逮捕するようなくとも、急速を要し
て裁判官の逮捕状を求めることができ
ないときには、その理由を告げて被疑
者を逮捕することができるといふこと
が二百十条の刑訴の規定にある。その
場合でも直ちに裁判官に向つて逮捕状
を求め手続をしなければならぬ。
そのときに裁判官が手続をして逮捕状
を発しなかつた場合には、被疑者を釈
放しなければならぬ。ことにこの犯人
隠匿とかいふようなことで西沢を運
れてくれば調べられるでしょう。調べれば
調書というものがなければならぬ。
ただ口で調べて調書も何も作らない
で釈放するといふことは手続上よくない
のでありますから、調べれば調書という
ものがあつて、あるいは検事なり警察とし
ての供述書といふものがある。それな
らそういふものを送つてくれれば、西
沢を逮捕して、逮捕した事情もわかる
し、逮捕したけれども釈放しなければ
ならなかつたといふ事情も供述書でわ
かるわけだ。その書類がないといふか
ら、ますます追及が急になるわけだ
す。あなたは調べたと言ふ、調べたけ
れども、現行犯として調べたけれども
逮捕状を出さなかつたといふことは違
憾だ。逮捕状を出さなくてもいい現行
犯で、調べたけれども逮捕状を出さな
かつた事件が調査に明らかになつて
いるはずだと思ふ。そういうこと
を見れば逮捕状なくして逮捕したとい
ふことは、なるほどこれは相当の理
由があつたのだと判断すれば、われわ
れは問題が解消する、それを明らかに
したいといふのがこの書類を取り寄せ

るわけなんだ。この二つのこの事件は
ただたくさんこういうような乱用をす
ることがあるのだが、そのうちとりあ
えず顯著なるもの二つだけ例をあげて
取り寄せて、そしてそれを審査しよ
うじゃないかといふので、この二つの
例をあげたにすぎないのである。その
二つの例をあげたに對して、現行犯で
逮捕状は出さなかつたのじゃ、何も書
類はないのだといふようなことでは承
知できんやありませんか。刑事訴訟
法の建前からいつてもね。それを言う
のですよ。だから前の第一段の例の橋
本良人氏の逮捕についてはその真犯人
を逮捕するに支障を生ずるよう
なことを当委員会がしようといふの
じゃない。橋本を逮捕してみても、そ
うして調べたところが橋本ではなかつた
のだ、真犯人じゃなかつたのだといふ
ことが明らかになつたといふことが、
その橋本を逮捕して、橋本を逮捕する
に至つた書類をわれわれが調べてみ
て、なるほどこれならば逮捕したこと
が乱用ではなかつたのだ、だれでも
こういうことであると逮捕するのだな
といふことがわかればそれで問題は解
決するのです。

第二の点に至つては、現行犯を逮捕
して調べてみた、調べたならば必ず調書
があるはずだ。調べてみたけれども、
これは逮捕すべきものじゃなかつたの
だといふことで釈放したといふことな
らば、その書類があるはずだ。それら
のものを取り寄せていただいて、われ
われ見せていただければ、なるほどこれ
ならば逮捕状はやむを得なかつたのだ
な。しかし調べた結果こうであつたの
だから、この釈放するのは当りません
だといふことをわれわれが了解した

ら、問題はもう解決するのです。そ
れがためにこの書類を取り寄せてお
る。その取り寄せる書類についてあ
なたの方のような了解に苦しむような弁
解をして、これに應じないといふよ
うな態度をとるから、ますます問題が
紛糾するわけなんだ。どうですか、
もう一べんもつと打ちあけて話した
ら……。

○政府委員(井本憲吉君) この逮捕状
を乱発したり、逮捕状を誤執行したり
することがいかにぬといふことは、参
議院の方からお取り上げになつた問題
は、逮捕状がもとであると私は実は考
えておりました。現行犯で、一松委員
からお話しの通り逮捕状も何もないの
でございまして、逮捕状の乱発とか、
誤執行とかいふことが問題になつて
いるのではないといふふうに私は了解
してきたわけでございまして。逮捕状が
なくして逮捕する、現行犯逮捕が、ど
のようにまあ間違つた方法で現行犯の
逮捕をやつておるかといふことが問題
でございまして、またその観点から
もう一べん考え直さなきゃいかんと思
ふのでございまして、私どもの御回
答申し上げたのはその観点から考えて
おるので御了承願ひます。

○一松定吉君 それはあんた大へん
です。逮捕状に重きを置くのじゃな
いのです。人権擁護の点、逮捕といふ
ことをみだりにやられちゃいかぬ、逮
捕をやるについては逮捕状及び現行犯
には逮捕状なくしてやることができ
る。それも法律において許されたる範囲に
おいてやる、やつてみたけれどもこれ
は逮捕状を執行するだけの価値がな
かつたから釈放したといふようなこと
がわかれば、それでいいといふふうの

です。あなたは逮捕状に重きを置く
た。そうじゃない。われわれの主張す
るところは、みだりに人を逮捕するこ
とそれ自体がいけないのだ。しかもそ
ういふ傾向が近ごろ多い。ついでに逮
捕状の乱発といふものがそこに出てき
たわけだから、それを逮捕状、状そのも
のに重きを置いていかぬ。人権擁護
の点、人を逮捕することについてみだ
りに逮捕状を乱発したり、みだりに逮
捕したりするようないかぬ、そ
ういふようなことの二つ事実を調べよ
うといつて、この二つの事実をあげて
取り寄せを申請したわけなんだ。

○委員(長瀬補治君) ちよつと速記
をとめて下さい。

○委員(長瀬補治君) 速記を始めて
下さい。

○政府委員(井本憲吉君) この逮捕状
並びに疎明書類の提出方の御要求で
ございましたので、先ほどのような回答
が出たと私は考へるのでござい
ます。なお、この事件は冒頭に申し上げ
しました通り、ただいま一応釈放はいた
しておりましたが、なおこれは目下公判
に係属しております中関係の関連事
件といふことになつておりますので、
ただいまここでこの関連事件がどう
なつておりますか、これを検討いたし
ませんと、今すぐに明確にお答えがで
きかねますけれども、できるだけ御期
待に沿うように考えたい、こう考へま
す。

○中山福蔵君 議事進行について一
つ。今政府並びに一松委員の質疑応答
を聞いておりますと、同じことを繰り
返しておられるやうであります。大

体私はこの日本人という人間の国民性をいつも頭に立てておる人間です。日本人という人間は権力者にはぐうの音も出ないというのは一つの情性になっておられますね。だからそういう点から考えましても、その人間らしい、人間の卑屈さをはね飛ばすところの一つ明るい世間を作りたいというのが、私のふだんからの念願なんです。従つて権利に眠つておるような国民に対してはできるだけ朗らかな、権利を擁護されて、朗らかな立場をとり得る人間をこしらえなければならぬというのが、これは私の考え方です。これがまた民主主義であり、新しい憲法のもとにおいては当然しかるべきことだと私はふだんから考えております。従つてこれはよけいなことですが、今度市警が国警に移るときには私はこれを考えた。それで私は三十八年の弁護士の体験から、どういふふうには警察で取り調べておるかという事は、私も手にとるやうにわかつた、あなた方官吏として大学の講堂から廊下伝いに役所にお入りになってお考えになったというのは、世の中というものはだいたい違ふのです。警察で被疑者にどういふふうな扱いをやるかという事、これは在野法曹を多年やつておられますと実によくわかるのです。しかしものには一利一害があるとして、国民性というものを頭に立てると同時に、この実際の取調べの状況を知り、並びに官吏の方がどういふ気分を持つておるといふことも、私はひどい弾圧を受けた人間ですから、よくわかつてゐるのです。しかしそういうことはともかくいたしまして、そういう前提のもとに私どもは今日のこの

あなた方に書類を提出していただきたいという一つの例を取り上げて、そうして参考にしたい。またそういうことが記録があるとかないとかいうことは、これは問題じゃない、当然なくちゃならないものだと思うのです。それを六月の二日ですか、二十三日にあなた方の返事が来ているのに記録がない。こういうことではどうもやはり私どもの考へ方が間違つていなかったといふことを再確認しなければならぬやうなことが起きてくる。ですから私としては今日はこれは時間の関係もありましてから明日、この次に一つどうですか、それも上司の方々とよくお打ち合せになつてはつきりした最後の一つ、一言で尽きるやうな御答弁をいただきたい、かように私はお願いするわけなんです。(賛成々々と呼ぶ者あり) 今度のことだけを一つ申し上げておきます。

○羽仁五郎君 今中山委員のおつしやつたこと全く賛成なんです、一言申し上げておきたいのですが、要するにこの委員会に協力していただきたいという気持ですね。それはおそろしく井本さんなり、あるいは警察庁からおつしやつた通りに大学の講堂から廊下伝いにおいでになったから御承知がないのですが、私自身も戦前に警察の留置所の経験があり、取調べの経験がありまして、これは何かしてあつたやうな警察でない警察にしてあげたいと思つてゐるのです。ほんとうにこれはうしろで聞いておいてなる方々にもよく聞いていただきたいのですが、ああいう警察で国民から憎まれてゐるやうな警察では、警察の方でもおつら

いだろうと思ふのです。ほんとうに国民の信頼を受けるやうな警察になつていただきたい。これは私の方から言へばぜひいふに過ぎない出口ですが、法務委員としてはその責任があらまされれば、警察自身がこれはそうお認めになるのがほんとうだと思ふのです。やはり技術が上達するには、相当じやまが入らないと技術は上達しないのです。そうでしょう。おれたちにまかせてくれ、とにかく真犯人をつかまえてくれるからというのじや、なかなか技術は上達しないと思ふ。せつかくこの辺だと思つてゐるところを議會なんかで材料を取られて、事によると、われわれはまあそういう捜査の妨害にならないやうな努力を全力を尽すけれども、場合によつてそういうじやまが入つても、イギリスの警察なんかの例を見れば、そういういかにげんごものだと、どんなじやまが入つてくる。だからどうしてもじやまが入らないやうに、イギリスの場合は確たる証拠を七つそろえなければ、陪審員の前で本当に有罪というわけにいかない。ピストルなどの場合でも、相手が発砲しなければこつちは発砲しないというくらいにやつてゐる、それでイギリスの警察があれだけの信頼を得て威信を高めて、それで国民に信頼されるというところはうらやむに足ることである、しかし日本の警察官が国民に信頼されるころまでいかなければならないと思ふ。もちろんそのためには予算なり技術なりの不足があるならば、それは幾らでも要求せられることは当然であらうと思ひます。予算や金の問題ではなしに、また個々の犯人がつかまるかつか

まらなにかということよりも、もっと大きな問題で、警察や検察が過去のやうに国民に万事隠してその中でやつてゐる、国民からちよつと何でも言われると内部のあれができない。また第一線に立つてゐる警察官は御苦労だ、大へんでしよつけれども、しかしその御苦労がほんとうに生きがいのあるやうな状態になつてゐるかどうか。それとも世間や議會からいろいろな非難を受けるが、そのやうなものにはね飛ばしておれたちは一生懸命やつてゐる。議會や世間なんかは何も知らないといふことで、いわゆる独善的にゆくの、決して幸福な警察官なり検察官なりの生活ではないと思ふ。ですから少しはいやだといふふうにお考えになつてゐるかもしれないが、本当の目的はそういうやうなものではないと、そしてほんとうに技術的な、いい加減なことであつたら、議會や国民に信頼は得られないのだ、そういうものに頼らずに、先ほどは人相とか伝聞のあれなんかをかたわらお使いになるやうなところまでいかれたんです、そういうものではない、ほんとうに証拠をイギリスの場合のように七つくらい、日本であつたら確実な証拠は一つもなしに、さつきのやうに参考人の供述とか、何とかいふことで犯人蔵匿の証拠におやりになつてゐるやうですが、先ほどの御説明では、そういう動かされないう証拠が一つや二つでは足りない、七つもそろえて、そろすればしうりとの陪審員が聞いて見てもいかにいふことも、警察や検察の方はほんとうに信頼に値するといふところまでいくために、これは私どもも非常な努力をしたいと、あなたの方の与えられてゐる権限といふものに決してさし出がましく入つてゐて、それでいろいろ不愉快な思いを起させ申したり、あるいはおじやま立てするといふ意味ではない。そうではなく、そういういい加減なものはやはりもう捨てて、ほんとうの国民の信頼を得ていかれるやうにしていきたい。そういう意味で、最近そういう事実が非常に多いのじやないですか、これは逮捕状の問題ではなくて人を逮捕する場合の問題であるといふことも、まあ私はこういう問題についてしよつとであるから、専門家がいろいろおつしやらないければ危いと思つたら、一松先生のお出でになるのをわざわざ待つて、それでやつていただいたんです、しよつとにだからだまして、愉快になつておいでになるやうな方ではないと思ひますので、しよつとが聞いてみてもなるほど警察なり検察なり法務省では十分にやつて下さつてゐるのだという感じをこの速記録を通じて国民が得るやうにしてどういふかいたいただきたいといふふうに思ふのですから、ただいま中山委員、一松委員からも申し上げましたように、もう一ぺんお考え直しを願つて、積極的に警察や検察が一体にこの人権の尊重といふことについて、従つてその人権を侵すやうなつまり証拠についてのお考え方を、一歩でも二歩でも進歩させてゆく、そして国民の信頼を受けるやうな意味から協力あらんとすることを心から希望する次第であります。

○中山福蔵君 もう一つちよつとお尋ねしておきますが、犯罪檢舉に關して私どもはあなたの方の御苦労を心から感謝し、またさぞお骨折りだったと思

う、この御同情申し上げておきます。
しかしながら終戦後とも犯罪人と検
挙者との知恵の競争が始まっておるよ
うに思ふのです。完全知能犯の場合な
んかにおいては、どちらの知恵が勝つ
かという、犯罪者があがらないとい
うことは、結論から申しますといふと
あなた方が負けだということになるの
です。それで、それは科学的の捜査
に關するところの予算というものが取
れないから、そういうふうな技術がお
くれていくのか、どういうわけか。ど
うもあまり捜査面というものが、この
知能犯の犯罪に対して進歩がおくれ
ておるのではないかと感じを持つ
のですが、終戦後というふうな新た
な科学的の捜査面ですね。私はもうそ
見器というのを拝見いたしました。し
かしあれくらい程度のものじゃない
かと私は考えておるのですが、ほかに
何か新たな犯罪捜査の面について、私
どもの聞くことに値するようないし
面があるんでしょいか。その点を一つ
念を押しておきたいと思ひます。

○政府委員(中川實治君) 結局た
ま御指摘になりましたように、犯罪と
われわれその犯罪を見つづける方の側
の競争といふことはその通りでござい
まして、いろいろ私も犯罪捜査で被疑
者を発見するためにいろいろなことを
工夫しておるつもりでございま
すが、今言つたように、いろいろな聞
き込みとか、そういうことももちろん
やりまされども、それだけに頼つて
おつてはどうしても済みません。それ
で、発見器の例が出ましたが、あれ
は全く一例でございまして、まことに
皆さんからおつしやいますと、なか
かスピードがおそいじゃないか、こ
ういふふうなおしかりは受けようと思
ふのですけれども、まあ過去の警察に比
べましては、だんだんこういふふうな
見器は一例でございましてけれども、組
織的にいろいろな事情で各地で行われ
ますことを、科学的にカードで整理す
るとか、それから法医学はもちろんで
ございまして、物理學のいろいろな
な器材なんかをできるだけ購入する
ように、予算的な措置を御配慮いた
だきまして、スピードは皆さんの御期待
に沿ひ得ないといふことを残念に思
つておられますけれども、日々まあそ
ういふ堅持で努力を続けておるの
ですが、また機会を得ましてそうい
たことを科学的にも申し上げてみたい
と思ひますが、ところが結論的に申
しますとおしかりを受けることが多い
と思ひますが、犯罪者がことに知能犯
の面になりますと、どうしても物理的
の面が少なくなりまして、関係者の供
述を積み重ねて合理的に判定する、こ
ういふ場合が相当多い。これもまた事
実でございまして、こゝろもまた事
実はほんとうに日常の研究、努力の中心
目標でございまして、皆さんの御批判
をいただくながら、またわれわれも切
實な警察としての気概だけでなく
して、実質上の能力といふものを涵養
して参りたい。いろいろな数字的の資
料は今持ち合せませんので、また機会
を得ましてそういう資料も数字に基
いて御説明する機会もあらうかと思
ひます。そういうふうに努力しておる
のでございまして。御質問の点は今後の努
力に待ちたいと思つております。

○委員長(成瀬權治君) 速記を始め
ても、つまり警察といふか、捜査の
技術といふか、そういう警察の技
術が進歩する唯一の方法は、私は人権
を尊重することにあると思ふ。人権を
尊重しなければ永久に捜査の技術は進
歩しない。過去の警察がどうしてあ
んなに技術が悪かつたかといへば、頭が
悪いのでもなければ、怠慢でもない、
人権を尊重しないものだから、警察
の技術が進歩しなくてもいける、こ
れは人権を尊重するといふことが警察
技術の唯一の進歩の方法である。これ
が未端まで、第一線まで徹底してい
れば、日本の警察は見違へるようになる
のじゃないか、こゝろいふ努力をして
おられぬから、どうか積極的に、むしろ
われわれの方から事例を二つあげて
のが適當でなければ、もつと適當な場
合の材料でもなんでも積極的に出して
下さつて、そしてそういう方向に進
むようにぜひやつていただきたいと思
ひます。

○委員長(成瀬權治君) 本件につ
きましては、政府の方からあらためて御返
事をいただいて御協議申し上げたいと
考えております。

○藤原道子君 私は警察にちよつと
要求したいことがあります。最近統
計しております人身売買問題なん
でございまして、私昨日眞実とは信じ
られないような報告を受けたのです。
実はきょう調査に行きたいと思つてお
りました、少し午前中健康が悪くて
行きそこねたので、あなたの方から調
査して、そして当委員会へその調査
の結果をお知らせ願ひたい。その問題

は、台東区の本田警察、そこにあげら
れている事件でございまして、葛飾区
の西條原町一番地の橋本太郎という
者の娘でございまして、母が継母であ
る上に、父が失職したその結果その娘
を女中に出したといふのです。しかも
それが台東第二中学校の一年生、當年
十四才です。それを昨年女中といふこ
とでよそへ出したんだそうです。そこ
ろが、それは台東区車坂三十一番地の
安藤よし子、三十六才、品川の某社長
の二女だそうです。その人が引き回し
て、目黒区清水町のとんぼといふ待
合、台東区池ノ端仲町の同じくはやし
家という待合、同じく新平荘という旅
館兼待合、音羽といふ待合、その他
二、三カ所において、セーラー服の少
女と称して、水揚げ料の名目で、二万
円から八万円をもつて少女を提供をし
ている。某会社の社長のごときは、水
揚げ料として二十万円も出してゐる。
そして前記の待合を利用して行われて
いた。本人の自由によると、約四百
数十回も同じような方法で水揚げな
るものが行われたといふことなんで
す。そしてその安藤よし子個人が
取得した利益でも百余万元といわれ
る。本人は一同に五百円程度の化粧代
しか受け取つていない。こゝろいふこ
となんです。しかも台東第二中学校の一
年生で、中学へ三カ月しか行つていな
いといふことになつて、昨年十三才で
す。十三才の少女を、いかに何でもこ
ういふ悪らつた手段で売春をさせて中
間搾取を行なつていたといふ、これが
事実とすれば、実に重大な人権問題だ
と思ひます。しかもこれを水揚げと
称してセーラー服の少女を犯してきた
のが相當の知名の士だと聞いている。

それでは私としては松元事件のとき
に、私は名前がわかつております。調
査にいきまして……。けれどもその人
を、名前を発表しても、その人本人は
罰せられないで、そしてその人には細
君もあり、子供もあるといふ立場か
ら、子供や細君の立場を私は守りたい
と思つて、あえて名前を発表しなかつ
たのです。きょうまで発表しておりま
せん。けれどももし今後不徳なことを
犯すなら名前を発表しようといふこと
で、この間も大会で、千人からの婦人
に迫られたけれども、私は名前を発表
しなかつた。ところがこれが随所に行
われておるといふことになれば、相當
知名の士なら私はこの際名前を発表し
て、男の人に反省を求めたいと思ふ。
(名譽棄損罪になるよ)と呼ぶもの
あり。なつてもいいと思ふ。(「それ
は警察にどういふことを御要求なさ
るのですか」と呼ぶ者あり)だからその
ことが事実であるかないか、事実なら
ばその調べの結果を知らしてほしいの
です。このことをぜひ一つ至急にやつ
ていただきたい。本田警察……、その
十四才の少女は少年鑑別所といふの
ですか、そこにゐるそうですが、どう
してもうちへ帰るのがいやだとやつて
泣いてゐるといふことを聞いておりま
すので、至急にそれらのことも調査し
て、一つ教えていただきたい。

○政府委員(中川實治君) ただいま藤
原委員の御指摘の事案はさつそく関係
警察につきまして調査して御報告いた
したいと思ひます。

○委員長(成瀬權治君) 次に、出入国
管理令の一部を改正する法律案を議題
に供します。本案について御質疑の

ある方はお願いいたします。内田管理局長と、入国管理局次長下牧さん、二人みえております。

○中山福藏君 それではここに出入国管理令の一部を改正する法律案提案理由説明書というのをいただいておりまして、これにつきましても簡単に二、三質問しておきたいと思ひます。他の部分につきましては、次の機会に譲りますが、まずこの説明書のうちに「疾病その他特別の事情により収容を継続することが適当でない場合には」云々ということでありまして、この疾病その他特別の事情というものは、その疾病というのとは多少の疾病が、特別の事情というのとは、一体どういうことをさしておられるのか、ちよつと承わっておきたいと思ひます。

○政府委員(内田藤雄君) これはおそろく仮放免の問題かと存じますので、結論的に申し上げますと、収容に耐えない程度の疾病ということにならうかと存じます。しかし、実際問題としていたしまして、必ずしも病気でなくともいろいろ人道的な考慮と申しますか、そういう具体的なところの場合にやるかというところは、ちよつとたとえて申しますならば、子供さんで親がとかくおられる。そういう場合に一度とかく仮放免して親のもとにしばらく預けられたりするという場合もございします。必ずしも疾病とは限りませんけれども、そういう場合を含めまして、「疾病その他特別の事情により収容を継続することが適当でない」と、こゝういふように表現しておるわけでございます。

○中山福藏君 この説明は多分内田局長がみずから行われたものと私は考え

ておるのでありますが、間違つておつたら、ほかの委員の方が説明なすつたと思ひます。この「特別の事情」という文字はですね、いかうにも広義にも狭義にも判断ができる文字だと思ひますが、非常に弾力性のある言葉だと思ひますが、この「特別の事情」というものを現在までお取り扱ひになつた事件、事案ですとね、「特別の事情」に該当する場合を一つ例をあげて御説明をお願いしたいと思います。参考のために一つ承わつておきたい。

○政府委員(内田藤雄君) 今、仮放免の場合実は二通りあるわけでございますが、つまりほんとうの意味の未決とは違ひます。退令がきまる前に仮放免してあります例は相当多いのじやないかと思つております。これは実はわれわれのそのキャパシティとも関連いたすのでありますが、事件の数と比例いたしましてわれわれが収容いたす施設が非常に少いというふうな関係から、ただいま申し上げましたような決定の場合でございますと、これは各事務所でやつておることでございますが、逃亡などのおそれがないというふうな場合に、かなりひんぱんに仮放免といふものが行われておるのではないかと存じます。それから先ほど申し上げましたように疾病の場合、または疾病でなくともその家族との関係などから考へまして、ことさらに収容を要しないという意味におきまして仮放免しておる場合が相当あるかと存じます。それから退令発付後の仮放免になりますと、これはあるいは、現行犯でつかまつてゐるような場合の仮放免に關しましては、ただいま申しま

したのよりもはるかに嚴重な角度で考へておるはでございします。しかしその場合におきましても、これは客観的な情勢の変化にもよるのでございしますが、たとえて申しますならば、日韓の關係が非常に困難でありますために、送還などが非常にむづかしい状況が起るかもしれないというふうな場合、またあるいは今後ともそういうふうな状況が起るかもしれないというふうな場合に、あまり長期にわたつて収容所に入れておくということは、ごく一般的な問題としておもしろくないことと存じます。また人権などの角度から見ましてもおもしろくないというふうな状況になりますと、その仮放免の条件というものが、普通よりも緩和されるということもまあ起るわけと存じます。そういうことを御了解いたしまして、一般的に申し上げますならば、やはり先ほど申し上げましたように、退令といふものは変えないけれども、家族等、親と子とか、そういうことから、人道的な考慮で、仮放免いたしておる場合、それからまたいわゆる自費出国とわれわれ通常申しておるのでございしますが、強制退去によるものでなくして、自分の費用で帰すということ、この韓国のミッシンから帰る許可をとり、また船などの切符などを保持してゐるといった条件に基きまして、仮放免いたしておる場合も相当にございします。

それからもう一つ最近の特別な例で申し上げますと、中国關係の問題でございしますが、先般興安丸が日本人の引き揚げのために向うへ参りますときに、赤十字などがいろいろ間に入つてやり

がとれません關係もございまして、東京の華僑總會が中へ入りましたので、そのときに向うの許可を得るために、まず釈放してもらいたい。これに長く収容されてゐた人々も含んでおるので、帰る前にいろいろ準備もあつたので、船の乗船前、二週間とございしたか、三週間とございしたか前までに、仮放免してもらいたいというふうな話がございまして、ある程度これは最初の試みでございしたので、危険は持ちましたのですが、とにかく中共の帰国希望者といふのを百数名仮放免した例がございします。ところがその結果實際船に参りまして、乗船に間に合ふやうに出て参りましたものは三十数名でございまして、約七十名ほどの者が仮放免のまま、実は逃げたしまつた。しかしその後また漸次収捕いたしまして、現在逃げておるものは三十数名おるかと存じます。そういうふうな例もございします。

それからもう一つの特別な例を申し上げますと、昨年の六月以来日韓間の關係が非常にまづくなりまして、密入国の引き取りも韓国側が拒否しておつた時代がしばらく続きました。昨年の暮ころから多少話がついて参りました、幸い今年に入りましてから、二月、三月、四月と渡還の船が出ましたので、それに關連いたしまして、これは韓国側の要求に應じたという意味でもございせんが、実はわれわれ自身も相當困つておりましたのは、戦前から日本におります朝鮮人、いわゆる犯罪者などございしますが、これにつきましましては、韓国側は、戦前から朝鮮人については、日本側がめんどうを見るべきなのであつて、これの

強制送還には応じられない、こゝういう態度で今日までできておりました。そのため非常に長期にわたつて収容所に入つておつた人々が相當数に上つておつたのでございしますが、これを向う側も釈放しろと申しますし、実はわれわれもいたしまして、いろいろな角度から何と解決したいと思つておりましたので、かたがた昨年の暮以来漸次こゝういふ人々を仮放免いたしまして、その数が今日二百四十名くらゐに達しておるのではないかと考へております。これはしばらく様子を見まして、正規の特別在留許可に切りかえらるべき人々でございしますが、そういう例もございします。

○中山福藏君 この仮放免を許可するかしんかというところについては、主任審査官が判断なさるのでしようか。または収容所長がみずからそれに當つて判断をなさるのでしようか。あるいはまた局長に申達して、局長から大臣といふふうなふうに、最後の決をするのはだれになつておりますか。

○政府委員(内田藤雄君) 先ほど申し上げましたように退去命令が出ます前の場合で申し上げますと、これは全く各地の主任審査官と申しますか、事務所長の権限でやつております。しかしその場合におきましても、先ほどちよつと触れましたように、現行犯の密入国者のように、非常に事案がはつきりしております場合、これは通常の場合には権限を持つておりますが、たしか訓令が出てゐるはずでございまして、その出先の者が勝手にしてはできないやうになつてゐると思ひます。それから退令の発付後におきましては、法律的に申し上げますとやはり主任審査官の権限

ということでございますが、實際上の計らいをいたしましては、中央と連絡の上でなければできないようになっております。……ただいま主任審査官と申し上げましたのは、収容所長に訂正いたします。

○中山福蔵君　そこで私、ちよつとわき道に入りますが、内田局長が、更迭なさつて御就任になつたのでありますが、前の鈴木局長のときと違ひまして、外務省から法務省にこの局が移管されております。そこでお尋ねするのですが、どうも近ごろは検事気分ですべてのものを処理されるのではないかと、どうも私は相當の疑いを持つてゐるのですが、少しも外交的に両者間の何と申しますか、情勢、あるいは事情と、情勢をそのうちにまぜてこの問題をお取扱いにならないような感じがするのです。ただこいつは退去強制命令を受けたから、直ちにこれを執行して送還するつもりですと、受取人がない。自分は絶対に共産主義はきらいだ、中共の者はこゝろ言ひ、というよりなことにありますと、二、三年も収容所にはより込んでおいて、とどのつまりがまた仮放免をやるといふようなことにだんだんなつてきて、まるでホテルにおるような気分ではばらく入つていればいいのではないかと、いふやうなことになる、損する者はだれかということ、国の税金を納める国民だということに落ちついてくるのではないかと、いふことも考えられるのですが、いかがですか、外務省の所管であつたときと、現在の所管であつたときとの送還者の比率はどういふふうなことになるのでしようか。

○説明員(下牧武君)　事務的なことにわたりますので、私からお答えいたします。司令部が出入国の管理をいたしております時代は、これは送還も非常にスムーズに行われておりました、それで単に密入国者のみならず、国内において犯罪を犯した者はもちろん、在留を好まぬからざる人物という者までどんどん送り返すことができた。それで諸和条約が発効いたしましたので、最初には従来通りで送り返したのでありますが、その後諸和条約発効後密入国は一応引き取るけれども、俗にわれわれが手続違反者と申しておりますが、主として国内で犯罪を犯しております。これを引き取ることは、先ほど局長から説明いたしましたように、日本の責任で、韓国としては責任を負うべきものではないといふことで引取りを拒絶したのであります。その際にしかし本人がその帰国を希望するものならよいだろうといふことで、まあそれはよからうといふことで、一回だけその帰国希望者が密入国者とあわせて送り出したことがございまして、それに対しては、その際に次のその帰国希望者を募つたところが非常にたくさんのが出たわけでございます。そのせいかどうかは存じませんが、韓国の方ではおそらくその情勢をみてこれはいけないと思つたんだらうと思ひますが、その後手続違反者は絶対に引き取らない。本来手続違反者そのものを収容すること自体がこれが間違ひなんだといふやうに出て参りまして、そうしてそれとの関連において密入国者も引き取らないといふ情勢が出て参つたわけでありました。その結果先ほど局長が説明いたしましたようにストップされておつた

わけであります。ところがまあ昨年の暮から局長の努力によりまして、密入国者だけの送還ということが大体応行されるようになって参つたやうな状態でありまして、数字的に申し上げますと、今年の四月二十九日までを送り返しました総数が九千五百五十四名でございます。そのうち本年度に入つて送還したものが七百七十七名、昨年度が八百三十七名、二十八年度の数字はちよつとこれはトータルが出ておりませんが、とばしまして、二十七年が二千二百九十八名、二十六年が二千二百七十七名、二十五年が九百五十五名、こゝろなつておりました、送還の全体の数から申しますと、まだ今年に入つて、去年よりは今までの状況では成績はよくなつておりますが、従前に司令部がおつた時代よりは格段に落ちておる、こゝろいう数字になつております。

○中山福蔵君　そこでお尋ねするので、今任意帰国したいからといふことで捺印した者は、すぐ帰すといふこととにさせていただきます。ただこの行政行為の取消しの問題でございますが、それが非常に重大かつ明白な誤りがあるといふことで無効に近いやうな場合は、これは法律上当然取消原因となつておりますが、その場合それを厳格に解釈しているのは、その結果相手方の権利義務に不利を及ぼすといふ場合にのみ、その原則が適用されるので、利益処分の場合にはまた事情の変更等によつて、一たん強制退去といふ行政行為としての結論を出してしまつても、事情変更等考へて、それで相手方に対する有利処分としてそれを変更することは、あたえて違法とするところにあらず、こゝろいう考へのもとに再審査といふこと

を事実上行なつてゐる。それで、これはやはり行政行為の性質上許されることで、一たん不許可にいたしましたものも、その後の事情の変更等により、それを許可に直すといふことは許されます。一たん許可にいたしましたものを、そこに明確な取消原因なくして不許可にするといふことは、非常に十分な取消原因がある場合でないといふこと存じますが、有利処分の場合には幾分そこが、ルーズであつてはいけないと思ひますが、その点の取扱いに幾分ゆとりをもつてやるといふことは、法律上許される、かように私どもは考へて、さういふ意味で再審査の手続といふことを行なつております。それでございまして、一たん退去の裁決をいたしました後、その後事情の変更があり、特別の事情を考へて、これはやはり特別在留をしたらよからうといふもつともな事情がある場合に限つて、ごく例外的にいたしておる処置でございます。

○中山福蔵君　そこでお尋ねしておきますが、日本語のわからない者を呼び出して、たとへば主任審査官あるいは入国審査官といふやうな者が、お前はこゝろいふやうな通達を来たしたのだ、退去の強制命令が来たのだ、こゝろ言ひまして、さうしてお前は帰らなければならぬといふやうなことになる。一方おつちやつたやうな再審査をしておけば、三日間の異議の申立期間を徒過しても何とかなるだらう、お前は立場が立場で、いろいろな証拠さへそろへば同情される点が多々あるのだ、まず大丈夫だらうといふ安心感を与えておいて、審査の願ひをする。その間に三日間の異議の申立期間を徒過してしまふ。そ

うい場合、私は実務弁護士として取扱った事件がありますが、そういうふうなときにその再審査の決定というものを待つておつて、それが結局だめになったというときに、そういう安心感を手えられたときの三日間というものを経過した者は、行政訴訟で異議の申立てはできませんことになるわけですね、そういう安心感を手えようという位置をとられたときは、その責任は管理局が持たれるのですか、また本人にあると思つていらつしやるのですか。そこを一つ伺つておきます。

○説明員(下牧武君) ちよつとただいまのお尋ねの趣旨が了解しにくいのでございしますが、三日間の異議の申立てと申しますのは、これはやはり審査の段階におきまして退去強制事由に該当するといふことが明らかになりまふと、審査官は必ずお前は退去強制になるのだといふことを告げなければならぬことになっております。それに対して不服のある場合に口頭審理といふことをいたします。口頭審理の要求があつた場合には、今度は特別審査官といふ、これはまあ審査官のうちでちよつと地位が高くなつておりますが、特別審査官がまた審理いたします。事実関係においてこれは退去強制理由に該当するといふことを確定いたしますれば、やはり同じく退去強制を告知しなければならぬ。告知があつた場合に、これに対して異議の申立てができるといふことを合せて告げるわけでありまして、それを告げてから三日の間に異議の申立てをいたしなせんと、そこでその事件が確定いたしました退去強制令書といふものを発付いたします。そして異議の申立て

をいたしますと、この事件が今度は中央に送られて参りまして、法務大臣がいろいろな事情を記録を見て、特別在留にするかあるいは異議の申立てを受理なしとするかといふ裁決をいたすわけなんです。そこで異議の申立ての理由ありといふことになれば、そこで特別在留にいたします。理由なしといふことになればまたそれを通知いたします。そうすると主任審査官は、今度は本人に、法務大臣から理由なしといふ裁決があつたといふことを告げるわけでありまして、告げた後にそこで強制退去処分という行政処分の外部的な効力が発生いたします。それから、いよいよ今度それを収容いたします場合に、退去強制令書といふのを発付いたしまして、それによつて収容所に収容することになります。それで、再審と申しておりますのは、法務大臣の裁決までいきまして、そして異議の申立てが理由なしとして却下されました事案について、もう一度法務大臣に考え直してくれとこつと一つ一つの訴願といふ、訴願に類した事情でござい

ます、そういうものがあつた場合の措置でございまして、その再審の願ひを出したからそこに異議の申立ての期間が出るとか何とかいふもの、じやなくて、結論はもうすでに出ているのに対して、もう一度それを考え直してもらえないかといふ單なる法律的には希望、ただその希望があつた場合に、われわれといたしましては、一たんそれは確定したのだから、どんな事情があろうが、それはだめだといふふうにするのは非常にむづかしい場合が出てきます。その間に事情の変更もありまして、特

別在留にいたしますような特別の事情があればそれを考へて、前の異議の申立ての理由なしといふ裁決を取り消し、まして、法律的に申しますとそれを取り消し、今度特別在留を与えるといふのが、いわゆる再審が通つたといふことになるわけでございます。そこでお尋ねの、再審のために本人に安心感を手えようといふのはどうもちよつと了解しかねるわけでありまして。

○中山福藏君 私の言葉が足らなかつたかも知れません。つまり三日間の異議の申立期間のみでなく、行政訴訟行為はその令書を受け取つてから六カ月以内で行わなければならぬといふことになっております。そこで再審の願ひができるというので、大体は安心しておるのです。ことに鈴木局長の場合においてはA、B、Cのクラスに三つに分けてあつたのです。絶対に附するといふのと、附していいか附して悪いかわからぬといふのと、まあこれは日本に在留せしめるのだといふ三つに分けて、大体再審を進められておつた。そしてその後どういふかげんか知りませんが、十把一からげに全部A、B、Cひくくつてあつたら送還しなければならぬといふふうになつたわけですね。それがしかも再審の願ひを出している間に、そういうことが入国管理庁において行われておつたので、大体これは大丈夫だろ、再審の願ひをして、自分はBクラスならBクラスに入つておる、あるいはCクラスならCクラスに入つておるからといつて安心しておつた者がたくさんあると思ふんです。それでその安心感のためにその六カ月の行政訴訟の申立期間を経過したといふのはたくさんあるん

です。そういう場合には手も足も出ないんです。しかも半分は日本語はわからないんです。それから通訳はあまりつけていないので、私が管理庁に行つてみますと、そういうふうなむごたらしい取り扱ひをされてどうにもこうにも手が出せんといふ人が多いいと思います。

それからまた、これはわき道に入りませんが、私の取り調べた六十五、六人の中国人の間で、あなた方は知らないで働いておるかといふことを私は知つております。しかし本人のために申し上げません。そういう人間がなぜ密入国をして働いておるかといふことも私は調べてみまして、収容所の役人はみんな知つておるのですけれども、あなた方に報告してないから、あなた方は不明といふことになっておりますが、私はちゃんと知つておるのです。そういう裏面にいろいろないきさつがあると思ふんです。そういうことは一応棚上げにしまして、ただしかし六カ月の期間を経過させるというふうな、再審の手続というものがあつたために経過するといふようなことがあつて悪いんじゃないかと、取り扱ひ上かえつて悪いんじゃないかといふような氣もしますが、それならそれのうちにこつと制度も、もう一回再審の訴えみたいなんはないに、まあ一応はこつとしまつたんだと、しかし新しい材料が出たんだから再審するんだといふ、いわゆる民事、刑事の訴訟の手続と同じようなところまで法制化する必要があるんじゃないかと、実は考へておるんです。日本人同士だとそこまで氣を配つてやる必要はないんです

けれども、やはりこれは人間であります以上は、はつきりと自分の頭に割り切ることをさせるといふことが、日本が文明国として将来立つてゆくのに私は絶対必要じゃないかと実は考へておるんです。半分しか言葉のわからない人間をつかまえて、法律がこうなつておるから、お前はこうなるんだといふやうなことで、頭からそれをこなしでゆくといふことはどんなものだろうかと、かように実は考へるんですが、そういうふうなことを一つお考えなすつて、法制化されるというものが、しる必要じゃないかと思ふのですが、どうでしょう。これは入国管理令には出ていません、そのことは少しも。しかし實際安心して、行政訴訟を提起するといふことを怠つた者はたくさんあるんです。しかもその事件が起きてから一年の間に起さなければならぬといふ条件もついておるわけですから、それが過ぎましたら何も手も足も出ないんです。そしてお前は大丈夫だろ、再審の願ひを出しておるから、と言つて、切りかえ、切りかえて期間を延ばしていつていたと、その最後に来たときには、もう期間が過ぎておる、こうなつておるんです。どんなものでしょうかね、そこはむしろ少し法律に明確化する必要があるんじゃないかと思ひますが、どうですか。

○政府委員(内田藤雄君) ただいまの中山委員の御質疑の問題は、今いろいろ伺つておりましたはつきりしました。これは中国人関係のケースを指していらつしやるんだと思ひます。これは実は私も前のことにつきましては責任を回避するといふやうな考へは毛頭持つておりませんが、私は一

口に申しますと、私が着任いたしましたところから少ししづくなったというような批評を聞いておりますので、これはどういふわけかと申しますと、実は中国関係のケースというのは今御指摘のように相当いろいろ政治的な理由もあつたかと存じますけれども、非常に何かルーズな形で参つておつたのが多いのでございませう。で実際私その間の裏の事情などもよく存じませんが、一度きめたものがひっくり返るような、ぐらぐらして来たようなものも少なくなつたのではないかと想像いたしておるのでございませう。それで昨年の暮れでございませう。一体こういうふうな長い間の懸案になつてゐるものをどうするかという問題が実は出まして、その当時われわれも一応会議をいたしまして、先ほど申しましたように、過去においていろいろぐらぐらして参つたというものは、どうもわれわれの入管の立場からすればはなはだおもしろくないのではないかと。やはり今中山委員の御指摘になりましたAクラス、Bクラス、Cクラスというのは、実はすでにみな退令にきまつておつた人であるとは了解してございませう。で、そういうように退令がきまつておるのならば、やはりこれは執行するのがわれわれのいわば任務なのではないかというところで、漸次その執行に移つたわけでございます。そのためにたゞいま御指摘になりましたように、前ならばそういうものをいろいろ寛大に扱つたものをどうしてこのごろきつくやるのか、こういう御疑問が出るのではないかと思つてございませうが、私どもといたしましては、一応そういうふうな前に大臣の決定があつたものな

らば、われわれとしてはこれを執行いたすより仕方がないのではないかと。うのでやつて参つたわけでございますが、しかしただいま御指摘になりましたように、その行政訴訟を起さなかつた、あるいは異議申立て期間を徒過いたしましたことにつきまして、われわれの方がまあいふわけは言へないまでも、こちらの態度がそういうふうにしめておつたというふうな事柄がはつきりいたしますならば、これはわれわれとしてやはり十分本人のために考へてやらなければならぬのじやないだろうか、こういうふうな私個人としては感じております。ですからその具体的な事例につきまして、その間の事情が十分に疎明せられましたような場合には、やはりわれわれとして再考するの当然の義務ではなからうかと、こういうふうな感じておる次第でございます。

○中山福蔵君 大へん私局長の事理の通つた御答弁をいただきましたが、まあ感謝しておるわけでありませうが、実は法務大臣にいろいろと面会して話をしましたところ、ところがこの管理局のこと、局長が全責任を帯びておられるのだ、自分はまあただ単にめくら判を押すだけのものだというふうなふり、まあ実は私は法務大臣から承つて、ああ、りやういふところまで自分が手を出すという、かえつてもう妙な気分分、自分を遇せられるというふうなことになることではないかからだと、こういうことは局長に申し上げておきますが、これは局長に申し上げておきますが、私の申し上げたやうな事例がたゞさんあるのです。これは日本語のわかる日

本人に対して、そういう処置をとられたとすれば、私はかれこれ申し上げません。しかしほとんど言葉のわからぬ人間にその処置をとつておられる。これはやはり戦争の前のいわゆる役人さんの気分じゃないかと私は思ひます。もうやはり日本人はもう少し精神的に私は進歩して、やはり人間としていづこの国の人間も取り扱うといふところに目覚めなければならぬと、こう思つております。私はさればといつて、日本の独立国としての立場を失へ、局長に強要するといふやうな気分は少しもないのです。これはもうはつきりその点は私は日本人としての立場、また世界の一個の人間としての立場も両面から考へまして、実は今日お尋ねをしておるわけなんです。それが私が六十五名ばかり取り調べました部分には、非常にいかにがわしきものが裏面に伏在しておるのじやないかと、うことを私は考へておるすなわち、それは今日問題にいたしません。ただ、ただいま申し上げましたやうな、この責任はどちらにあるかと言いますと、言葉のわからぬ方にも責任がある。しかしながら、そういう安心感を与えた方にも責任があると思ふのですから、さらに一応一つ御吟味をお願いいたします。

それからもう一つお尋ねしておきますが、この確実な身元引受人にその身元を引受ける、確実な身元引受人、この確実な身元引受人、これくらゐの程度は確実さを持つていければいいのですか。身元引受人です。どの程度の確実さといふことはちよつと具体的にあらわしてございませうが、まあわれわれよく身元保証人のことで問題になります場合に、案外自分がこれを身元を引き受けてくれると称しておられます人がそれが通じておらなくて、調べてみると、一向に身元保証の意思がないといふやうな例も実は少くございませう。それでおきた、たとへば犯罪などに関連いたしました場合に、自分の同類、あるいはまあ親分筋とでも申しませうか、そういう広い意味の関係者であるがごとき人物が身元保証人になつておるといふやうな例も往々にしてございませう。もちろんわれわれといたしましては、そういう場合にはもちろん確実な身元保証人とは考へておりません。それからもう一つ、先ほど申し上げました、たとへて申しますならば、韓国とのいろいろ交渉などに基きまして仮放免いたしましたやうな場合に、その引き受ける人、あるいは人と申しますより団体でございませうが、これが政治的に非常に色がついてゐるといふやうなことでございませう、やはり向うとの話の都合上、はなはだ困るものでございませうから、それでそういう団体は避けてもらわなければならぬ、こういった過去の例もございませう。それで通常の場合、犯罪等のあれがなくて、正常に社会生活をしており、かつ財産的に見ても一応保証人となり得るやうな人であるならば、われわれとしては確実な保証人と、こう考へております。

○中山福蔵君 もう一つだけ私お尋ねして、羽仁委員に一つまたお願いしたいと思ひますが、これはたとへば日本の弁護士ですね、あるいは私どものよる国会に籍を置いている者、こ

らば、われわれとしてはこれを執行いたすより仕方がないのではないかと。うのでやつて参つたわけでございますが、しかしただいま御指摘になりましたように、その行政訴訟を起さなかつた、あるいは異議申立て期間を徒過いたしましたことにつきまして、われわれの方がまあいふわけは言へないまでも、こちらの態度がそういうふうにしめておつたというふうな事柄がはつきりいたしますならば、これはわれわれとしてやはり十分本人のために考へてやらなければならぬのじやないだろうか、こういうふうな私個人としては感じております。ですからその具体的な事例につきまして、その間の事情が十分に疎明せられましたような場合には、やはりわれわれとして再考するの当然の義務ではなからうかと、こういうふうな感じておる次第でございます。

○中山福蔵君 大へん私局長の事理の通つた御答弁をいただきましたが、まあ感謝しておるわけでありませうが、実は法務大臣にいろいろと面会して話をしましたところ、ところがこの管理局のこと、局長が全責任を帯びておられるのだ、自分はまあただ単にめくら判を押すだけのものだというふうなふり、まあ実は私は法務大臣から承つて、ああ、りやういふところまで自分が手を出すという、かえつてもう妙な気分分、自分を遇せられるというふうなことになることではないかからだと、こういうことは局長に申し上げておきますが、これは局長に申し上げておきますが、私の申し上げたやうな事例がたゞさんあるのです。これは日本語のわかる日

本人に対して、そういう処置をとられたとすれば、私はかれこれ申し上げません。しかしほとんど言葉のわからぬ人間にその処置をとつておられる。これはやはり戦争の前のいわゆる役人さんの気分じゃないかと私は思ひます。もうやはり日本人はもう少し精神的に私は進歩して、やはり人間としていづこの国の人間も取り扱うといふところに目覚めなければならぬと、こう思つております。私はさればといつて、日本の独立国としての立場を失へ、局長に強要するといふやうな気分は少しもないのです。これはもうはつきりその点は私は日本人としての立場、また世界の一個の人間としての立場も両面から考へまして、実は今日お尋ねをしておるわけなんです。それが私が六十五名ばかり取り調べました部分には、非常にいかにがわしきものが裏面に伏在しておるのじやないかと、うことを私は考へておるすなわち、それは今日問題にいたしません。ただ、ただいま申し上げましたやうな、この責任はどちらにあるかと言いますと、言葉のわからぬ方にも責任がある。しかしながら、そういう安心感を与えた方にも責任があると思ふのですから、さらに一応一つ御吟味をお願いいたします。

それからもう一つお尋ねしておきますが、この確実な身元引受人にその身元を引受ける、確実な身元引受人、この確実な身元引受人、これくらゐの程度は確実さを持つていければいいのですか。身元引受人です。どの程度の確実さといふことはちよつと具体的にあらわしてございませうが、まあわれわれよく身元保証人のことで問題になります場合に、案外自分がこれを身元を引き受けてくれると称しておられます人がそれが通じておらなくて、調べてみると、一向に身元保証の意思がないといふやうな例も実は少くございませう。それでおきた、たとへば犯罪などに関連いたしました場合に、自分の同類、あるいはまあ親分筋とでも申しませうか、そういう広い意味の関係者であるがごとき人物が身元保証人になつておるといふやうな例も往々にしてございませう。もちろんわれわれといたしましては、そういう場合にはもちろん確実な身元保証人とは考へておりません。それからもう一つ、先ほど申し上げました、たとへて申しますならば、韓国とのいろいろ交渉などに基きまして仮放免いたしましたやうな場合に、その引き受ける人、あるいは人と申しますより団体でございませうが、これが政治的に非常に色がついてゐるといふやうなことでございませう、やはり向うとの話の都合上、はなはだ困るものでございませうから、それでそういう団体は避けてもらわなければならぬ、こういった過去の例もございませう。それで通常の場合、犯罪等のあれがなくて、正常に社会生活をしており、かつ財産的に見ても一応保証人となり得るやうな人であるならば、われわれとしては確実な保証人と、こう考へております。

○中山福蔵君 もう一つだけ私お尋ねして、羽仁委員に一つまたお願いしたいと思ひますが、これはたとへば日本の弁護士ですね、あるいは私どものよる国会に籍を置いている者、こ

ら者が保証した場合においては、それは確実な身元引受人と言えるでしょうが、一つお尋ねしておきたい。

しなければならぬ問題である。とふだんから私考えておりますが、そこで私お尋ねしておくのですが、実はこういうケースがあつたわけなのですね。あるたとえは朝鮮人、中国人という場合に、こちらに来て密入国をやるというとき、退去命令を食らう。そのときにはその食らう前に保証金を積んで仮放免をやらせる。そうしてその仮放免をやつた場合の保証金の積立人はいわゆるその親方なんです。こつちに呼んだ人間、そうするとその密入国者がありま

すというとき、親方というのが自分の名前で保証金を積んでおいて密告するのです。官庁にこういう人間が密入国した。そうすると、それが送還されますと、その保証金は自分の名前ですから、全部取れるのです。それを商売にしておる人間があるのです。それで十人おれば、十五万円積み立てるといふと百五十万円金もうけができるわけになります。こういうのを取り調べになつておりますか、なつておりませんか。私はその一つの場合を知っておりますがね。

○政府委員(内田藤雄君) 実はそれは全く驚きました事実でございます。われわれも密入国の關係にブローカーが介在しておるといふことは十分にわれわれいろいろ供述などから感じておることでございます。ブローカーの存在といふことは十分に承知しております。ただ、仮放免の保証金をそういう形において詐取しておると申しますか、これは全く初めて伺つたことでございます。さうさくもし御承知でございますしたら、具体的な例を教えてくださいまして調査したいと存じます。

○中山福藏君 それでは今日は私これでやめます。

○委員長(成瀬權治君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(成瀬權治君) 速記を起して下さい。ほかに御発言があれば本日の委員会はこれにて散会をいたします。

午後五時五分散会